

第3回ひらつか男女共同参画推進協議会 会議録

令和6年3月18日（月）9時30分～10時40分
平塚市庁舎本館6階 619会議室

出席委員 6人（辻委員、長谷川（進）委員、永嶋委員、竹谷委員、長谷川（あ）委員、今井委員）

欠席委員 2人（中津川委員、松尾委員）

主催者 3人（新倉人権・男女共同参画課長、榮谷担当長、加納主査）

1 開 会

（1）会長挨拶

（2）会議の公開について

2 第3回ひらつか男女共同参画推進協議会（議事進行：会長）

（事務局）ここから、議事進行は会長に変わります。

（委員）第3回ひらつか男女共同参画推進協議会の議題に入ります。

（1）プラン2024における評価方法（案）について（協議）

（委員）それでは、議題1「プラン2024における評価方法（案）について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局）はい、まずはプランの冊子を御覧ください。皆様の御意見やパブリックコメントの意見を反映して策定した「ひらつか男女共同参画プラン2024」です。令和6年度から13年度までの8年計画で、9年度までが前期、残りが後期と4年ずつ分けて、前期の最終年度に見直しを行います。それでは、39ページを御覧ください。このプランに盛り込まれている事業が、施策毎に事業、事業概要そして担当課と表にまとめて記載しています。57ページまで計22の施策と87の事業が記載されています。そして、事業毎にそれぞれの担当課がまずは前期4年間の計画と目標をたてて年度毎に評価します。

続いて、資料1を御覧ください。まずは、1各事業の評価方法について説明します。（1）年度毎ですが、実績評価は「計画どおり実施できた」または「計画どおり実施できなかった」、達成評価は「順調」または「遅滞」と評価します。ただし、前期最終年度及びプラン最終年度においては、達成評価は「達成」または「未達成」と評価します。この評価方法は、現行プランと同じです。

続いて、※印の事業22及び37のように担当課が複数ある事業の評価方法について説明します。この事業は、各課において、機会があれば当プランの啓発も行っていただく事業となります。従って、実績評価は「計画どおり実施できた」または「実績なし」、達成評価は「順調」または「実績なし」のいずれかで評価します。ただし、前期最終年度及びプラン最終年度においては、達成評価は「達成」または「実績なし」と評価します。この評価方法は、現行プランから変更しています。

続いて、この事業の主管課である人権・男女共同参画課の評価方法について説明します。当課は、各課の実績評価及び達成評価を統括して評価します。事業22においては、「みんなのまち情報宅配便」の実施件数とそれ以外のイベント等で啓発した件数を分母として、分子は実際に啓発を実施

した件数で割合を出して、50%以上か否かで評価します。例えば、みんなのまち情報宅配便が10件あり、そのうち2件で啓発を実施し、それ以外のイベント等で啓発を3件実施した場合は、分母は10たす3、分子は2たす3で、13分の5、0.384・・・と算出します。2ページ目を御覧ください。その数字を基に、資料のとおり実績評価をします。

続いて、2各施策の評価方法について説明します。(1)年度毎ですが、「計画どおり実施できた」と評価した事業の割合及び、「順調」と評価した事業の割合で、下の表の基準に従って評価します。例えば、「3事業中2事業が計画どおり実施でき」、つまり66%が計画どおり実施でき、「3事業中3事業が「順調」、つまり100%が順調であることから、『一定程度取り組み、推進が図れた』と評価します。この評価方法は、現行プランと同じ評価方法です。

続いて、前期最終年度及びプラン最終年度の評価方法について説明します。各施策にはそれぞれ関連する指標があって、指標には目標値があります。その目標値と照らしわせて、「順調」か「課題あり」のいずれかで評価します。説明以上です。

(委員) 意見や質問などがありましたらお願いします。

(事務局) 「みんなのまち情報宅配便」について、補足します。当事業は、市民の方が集まる集会等で、市の施策などについて出前講座を行う事業で、年間数件程度の実績があります。

(委員) 「みんなのまち情報宅配便」はどのように市民の方へ周知しているのでしょうか。

(事務局) 協働推進課が主管課となり、市のホームページ等で周知を行っています。

(委員) 事業22について、1回でも啓発を実施したら「計画どおり実施できた」と評価するということでしょうか。

(事務局) その通りです。事業22は、啓発する機会があったら実施していただく趣旨の事業なので、例え啓発ができなかったとしても「計画どおり実施できなかった」ではなく、「実績なし」と評価していただきます。

(委員) 啓発チラシはどの様に配布しているのでしょうか。

(事務局) 当課で実施するパネル展や、イベント等で配布しています。また、他課のイベント等でも機会があれば配布していただいております。

(委員) 前回の協議会で、庁内での横の連携や協力体制の構築が重要ではないかという旨の意見を出しました。その後、具体的な取組は行ったのでしょうか。

(事務局) 当プランはたくさんの部署の協力があって成り立っている計画です。年1回、事業毎に計画どおり取り組めたのか、また目標に対して順調なのか照会しています。また、議題2で協議する啓発チラシについても、年に一度は配布するよう全課に依頼しています。

(委員) 啓発チラシは文書棚で各課へ配布しているのでしょうか。また、職員同士が対面で話し合いを行うような機会は設けているのでしょうか。

(事務局) 啓発チラシは、電子でのやり取りになります。各課で紙に印刷する場合と当課が印刷して渡す場合もあります。また、プランの事業計画について、計画どおり実施できなかったと評価した事業や、目標に対して遅滞と評価した事業の主管課には個別にヒアリングを行い、次年度への対応について協議しています。

(委員) 年に一度の照会のみならず、年度途中でも各課の取組状況を確認することが望ましいと思われます。

(委員) 行政総務課と人権・男女共同参画課で取り組んでいる事業8.3の女性委員の割合が少ない審議

会等の原因究明について、令和5年度の実施状況を教えてください。

(事務局) 毎年度、女性委員の割合が少ない審議会等の主管課のうち、改選に向けてこれから事務手続きを進めていく課を対象にヒアリングを実施しています。当プランの趣旨を伝えた上で、推薦母体の選出基準の確認や、推薦依頼する際に啓発チラシを同封していただくことをお願いしています。

(委員) 進捗状況が思わしくない要因は何なのでしょう。

(事務局) そもそも母体に女性が在籍していないということもありますが、それぞれの母体に対して、委員の推薦をお願いしている立場であるため、女性を推薦して欲しい旨をあまり強く言えないことも要因の一つと考えています。

(委員) 推薦先の審議会等において女性委員の割合が低いと、女性を推薦することをためらってしまう母体もあるのではと考えられます。

(委員) 私の団体は女性の在籍者が少ないので、女性ばかりを推薦してしまうとその方の負担が大きくなってしまふことが懸念されます。やはり、それぞれの母体の女性在籍者を増やさないと根本的に解決していかないとおもわれます。

(委員) 公募委員に募集される方は多いのでしょうか。公募委員の枠を増やして、もっと積極的に周知を行えば、女性で興味がある方はもっと応募してくれると思われまふ。

(委員) 公募していること自体を知らない市民の方も多いと思われるので、広報ひらつかなど使える媒体をフル活用して認知度をもっと高める必要がありますね。

(委員) オンラインでの開催を併用すれば、対面会議への出席が困難な方も応募してくれると思われまふ。

(委員) それによって、会議参加へのハードルが下がって、子育て中の女性なども応募してくれるかもしれまふね。

(委員) より開かれた会議になって、興味を持ってくれる方が増えることも期待できます。

(事務局) 今後、そのような開催方法も検討していきまふ。

(委員) 実績評価は、計画どおり実施できたか否かですが、達成評価の評価基準を教えてください。

(事務局) 事業毎に担当課が目標を設定しまふ。その目標に対して、順調か遅滞のいずれかで評価しまふ。ただし、前期最終年度とプラン最終年度においては、達成か未達成で評価しまふ。

(2) 啓発チラシについて (協議)

(委員) それでは、議題2「啓発チラシについて」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい、資料2から4を御覧ください。チラシが3種類ありますが、それぞれの施策に沿った啓発チラシとなっていて、市民や関係団体へ配布しまふ。まず、資料2を御覧ください。施策2「市審議会等への女性参画の推進」の啓発チラシです。タイトルが「性別に偏りのない推薦にご配慮ください。」となっていますが、以前は、「女性委員の推薦にご配慮ください。」としていました。次期プランからセクシュアルマイノリティの分野も取り入れるので配慮した表現に変更してあります。とは言うものの、施策名にもあるように女性委員の割合を上げることがこの施策の趣旨なので、本文中には「女性の登用を積極的に」や「なぜ女性委員が必要なのか」などと明記してあります。折れ線グラフは、直近10年間の女性委員の割合を紹介しているグラフですが、前期目標値30%に対して、ここ数年微増してはいるものの僅かに届いていない状況であることを示しています。続いて、裏面には、近隣市町等の女性割合を棒グラフで紹介してあります。全国平均や近隣市町と比較し

ても当市はやや低い水準であることで危機感を持っていただくことが狙いのグラフです。その下には、「こんなことありませんか」と題して、「市附属機関の委員には会長を推薦するものだ」とか「会長は男性がやるものだ」などと思いこんでいませんか、「市民の生活に直結した市政には、多様な視点が活かされることが重要となります。是非、性別に偏りのない推薦にご配慮ください。」と記載しています。最後に、プラン2024の紹介をしています。

続いて、資料3を御覧ください。施策7「誰もが参画できる地域社会への取組」の啓発チラシです。タイトルにジェンダー平等という文言を入れて、このプランの目標実現のための視点でもある「固定的な性別役割分担意識の改革」を訴える設問を何問か設けています。そして、当意識の肯定的な意見が年々少数派になっていることが分かるグラフを掲載しています。裏面には、男性の育休に関する設問、ジェンダー平等の解釈やレインボーフラッグを紹介しています。

続いて、資料4を御覧ください。施策12「男性の家事、育児、介護参画の意識づくり」及び施策13「男性自らの働き方の見直し」の啓発チラシです。タイトルの通り、男性を対象とした啓発チラシになります。「ワーク・ライフ・バランスを実現できていますか」とタイトルで投げて、産後パパ育休を取得するなどして、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが重要であるという趣旨の構成になっています。裏面には、「子育てするパパを応援!」と題して、平塚市の取組である「産後パパ育休取得応援交付金」を紹介しています。当箇所は、担当課である健康課や産業振興課にも確認していただきます。最後に、国や神奈川県の実践についても紹介しています。

説明以上です。

(委員) 意見や質問などがありましたらお願いします。

(委員) チラシが3種類ありますが、それぞれどの様に配布していくのでしょうか。

(事務局) 資料2は、施策2「市審議会等への女性参画の推進」の啓発チラシなので、主に母体に推薦依頼をする際の関係書類に同封しています。資料3は、ジェンダー平等を推進していく内容になっており、一番幅広く活用できるもので各種イベント等で配布しています。資料4は、男性を対象とした啓発チラシなので、男性が多く参加されているイベント等で主に配布する資料です。

(委員) 資料4の裏面における国の取組を紹介しているQRコードが接続できなかったの、確認をお願いします。

(事務局) 確認します。

(委員) 資料2に掲載されている女性のイラストが、リーダーシップを発揮して組織を引っ張っていくようなパワフルな女性を連想してしまいます。それによって、附属機関の委員に対して高いハードルがあるように捉えてしまうことが懸念されます。女性を目立たせるというよりも、男性と女性が平等の立場で協議していることを表しているようなイラストが望ましいと思われれます。

(委員) 資料2の裏面に掲載されている、近隣市町における女性割合の棒グラフですが、各自治体によって、審議会等の定義や目標にばらつきが見られるのでしょうか。

(事務局) 各自治体が設置している審議会等は、大きく変わらないものと認識しています。また、女性委員の割合の目標値については、国が何年も前から40%と定めていますが、どの自治体も乖離している状況であるため、30%から40%程度に定めている自治体が大半となっています。

(委員) 棒グラフに平塚市も表示した方が、近隣市町と比較できると思われれます。また、国の目標値である40%のラインも記載するのはいかがでしょうか。

(委員) 資料2の表面における最終行の「令和9年度までに30%」という記載が、目標としては低い

と感じられるため、最終的なプランの目標である「令和13年度までに40%」に変えた方が、危機感を持って取り組めると思われます。

(委員) 例えば、戸籍上の性は男性だけれども、性自認が女性の委員の方がいた場合はどのようにカウントするのでしょうか。

(事務局) 職員の目視による外見上の姿等で性別を判断しています。至極センシティブなことなので、各委員に対して性自認について確認することはありませんが、本人から申し出があった場合は、その通りにカウントします。

(委員) 資料2の裏面に掲載されている、近隣市町における女性割合の棒グラフですが、掲載されている自治体はどのように選出したのでしょうか。

(事務局) 県内自治体のうち、当市よりも女性委員の割合が高い自治体をいくつか選出しました。それによって、当市の女性委員の割合が低く、危機感を持っていただくことを狙いとしたグラフになっています。

(委員) 資料4の裏面に掲載されている「平塚市の取組(産後パパ育休取得応援交付金)」について、「育休取得後に妻から評価してもらいます」という言い回しが気になりました。いわゆる「取るだけ育休」にならないようにするという意図は理解できますが、様々な解釈から誤解が生まれてしまうことが懸念されます。

(委員) 本来、育児は女性がするものという前提があって、「妻が夫を評価する」というようにも捉えられる恐れがあります。

(委員) 「育休を夫婦で見直しましょう」という表現はいかがでしょうか。

(事務局) 「育休取得後に、夫婦で振り返ってもらいます」という表現に変更して、関係課と協議していきます。

(委員) 事業37の事業概要が分かりづらい文章なので、後期に向けた見直しの際に、検討していただければと思います。

3 事務連絡

4 開会

(事務局) それでは、以上をもちまして、第3回ひらつか男女共同参画推進協議会を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

以 上